

4. 山形県の最低賃金

あなたの 時給と



あなたの賃金は
???? 時給 円

比べて みて!

どっちが 高い!?



2021年
10月2日から

山形県の
地域別最低賃金は

822 時給 円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,028 時給 円

「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

☒ 最低賃金は、国が法に基づいて定める「賃金の最低額」です

☒ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています

☒ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

☒ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます

☒ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます

☒ 派遣で働く人は、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されます。

裏面で自分の時給を
計算してみよう!



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら「なんでも労働相談ホットライン」へ

連合山形  **0120-154-052**

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門バザール内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005
〒995-0033 村山市橋岡新町2丁目12-7 しらかビル2F

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門バザール内

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形  検索



あなたの 最低賃金を



今すぐ
チェック



1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給＋諸手当※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

・一時金（ボーナス） ・残業代 ・精皆勤手当
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫？
ウェブでチェックできます!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合総連合会(連合山形)



0120-154-052